

愛の合鍵預かり事業

地域で安心!



「お互い様」が心のトビラを開くカギ!



この事業についてのお問い合わせ

社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会 地域支援係

☎ 0133-72-8184



○愛の合鍵預かり事業って何？

この事業は、高齢や障がい、病気などにより自宅での生活に不安を感じている方が安心して生活できるように、事前にご自宅の鍵をお預かりして、様子がおかしいと思われるときなどに、鍵を使って家屋内に入り安否を確認する仕組みです。

・例えば、こんなとき・

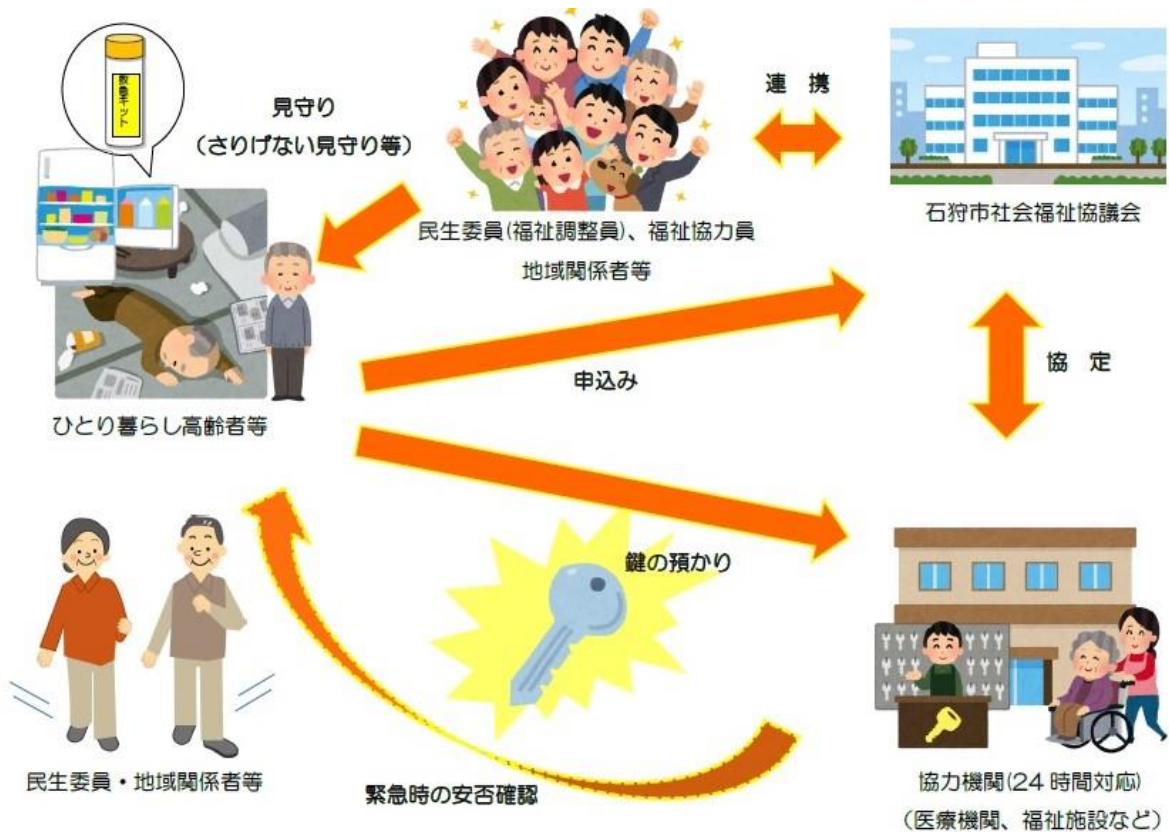
- 最近、姿をみかけない。
- カーテンの開け閉めが何日もない。
- 収集日にゴミが玄関先に出されていない。
- 除雪がされていない。足跡もない。 等々・・・



このような時に、ご近所の方が「もしかして・・・」と心配しても、自宅の鍵がかかっている場合は家の中に入ってお元気にされているかどうか確認することができません。その結果、発見が遅れて不幸な事故につながる場合もあります。

愛の合鍵預かり事業は、このような不幸な事故を未然に防ぐことや万が一の際の早期発見につなげることを目的として、本人や家族の了承のもと事前に自宅の鍵をお預かりして、様子がおかしいと思われるときに、鍵を使って家屋内に入りお元気かどうか確認します。

○愛の合鍵預かり事業 イメージ図



○お申し込みについて

- 愛の合鍵預かり事業の仕組み、同意事項等についてよく理解したうえで、申込書に必要事項を記入しお申し込みください。
- 申込者（親族）欄への署名に関して、親族がおられない方は記載いただかなくても申し込みは可能です。
- 申込書の緊急連絡先欄は必ず記載してください。緊急連絡先の方については、本人に代わって緊急時等の判断をしていただく場合があります。（※どなたもいない方はご相談ください）
- 申込書と鍵は社会福祉協議会職員が受け取ります。（職員の身分確認のため、職員証の確認をしてください。）

「鍵預かり証」をお渡ししますので、ご本人の前で、封印封筒に入れて保管します。封を破らない限り、鍵を使用できない状態であることを確認してください。「鍵預かり証」は大切に保管してください。



○ご利用にあたっての「同意」

この事業で鍵を使って家屋内に入る際は、その場で利用者本人の「同意」を得ることは不可能です。

お申し込みの際には、下記に記載する事項に関して事前に同意いただくことが条件となりますので、ご了承ください。

【同意事項】

- 1.この事業の利用について、関係のある機関等に利用者名簿をお知らせすることに同意いただきます。
- 2.裏表紙の「緊急時」に鍵を使用して家屋内に入る想定に同意いただきます。
- 3.この事業では予想できない事態も発生することがあります。その時々状況によっては、利用者の不利益になるようなことも想定されますが、下記に記載があるようなことに関して、事業実施に係る一切の機関・個人は責任を負わないことに同意します。
 - ①家屋内に入った際、すでに利用者が死亡されていた。
 - ②緊急時安否確認の際に、利用者宅の器物等を誤って破損した。
 - ③緊急時と判断し家屋内に入ったが、緊急ではなかった。

○ご利用についてのお願い

3日以上、旅行などの所用で外出されるときは、申込書の緊急連絡先の方や地域の方（地区社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員など）、親交があるご友人の方に留守にする旨をお伝えいただくようお願いいたします。

事前に外出することがわかっている場合は、緊急な場合と勘違いをして安否確認で自宅の中に入ることはありません。

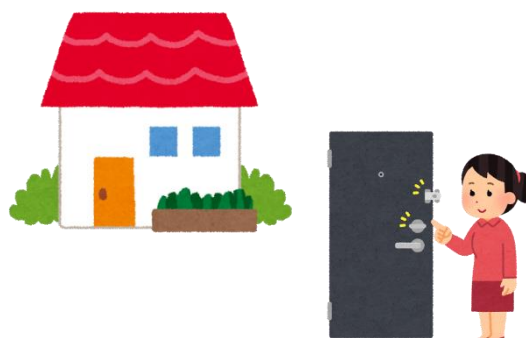


○ご解約について

愛の合鍵預かり事業を利用されていたが、諸事情にてご解約される場合は、石狩市社会福祉協議会までご連絡ください。

○「緊急時」に鍵を使用して家屋内に入る想定

- ①電気が昼間につけっぱなし、または夜についていない。
- ②窓やカーテンが何日も開いている、または閉まっている。
- ③洗濯物が何日も干しっぱなしになっている。
- ④自宅から異臭がする。
- ⑤郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ⑥チャイムを鳴らしても応答がない。
- ⑦収集日にゴミが出ていない。
- ⑧テレビやラジオの音がずっと聞こえている。
- ⑨玄関前の除雪がされていない。
- ⑩助けを呼ぶ声が聞こえた。
- ⑪配食サービス、訪問サービス等で安否確認できない など・・・。



この事業は、石狩市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会、町内会・自治会、石狩市民生委員児童委員連合協議会、石狩市高齢者クラブ連合会、社会福祉法人、医療法人、民間企業等と協働で実施します。

